

産業廃棄物処理業の 許可申請について

令和7年12月1日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

目次

○産業廃棄物処理業の許可申請について

1 産業廃棄物処理業と許可の種類

2 許可の要件

3 許可の申請手続きについて

- | | |
|-----------------|--------|
| 【参考】許可の申請手続きの流れ | • P 11 |
| (1) 申請手数料 | • P 13 |
| (2) 標準処理期間 | • P 14 |
| (3) 許可の申請方法 | • P 14 |
| (4) 許可証の交付 | • P 16 |

4 許可証の見方について

【参考】許可証のイメージ 産業廃棄物収集運搬業許可証・・・・・・・・ P19

特別管理産業廃棄物処分業許可証 · · · · · P 20

5 許可後の届出等について

- (1) 産業廃棄物処理業廃止・変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
(2) 収集運搬車両の表示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23
(3) 欠格要件該当の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24

6 その他お知らせ

P 25

1 産業廃棄物処理業の許可と種類

(1) 産業廃棄物処理業とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）は、産業廃棄物の定義について、廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの）のうち以下に分類されるものとしています。

産業廃棄物は、当該産業廃棄物を排出した事業者に処理責任があり、排出事業者自らが処理するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物に分類され、原則として市町村に処理責任があります。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物で、以下の 20 種類及び輸入廃棄物

(1) あらゆる事業に伴うもの（12 種類）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ばいじん

(2) 特定の事業活動に伴うもの（7 種類） ※ 詳細については別添参照

⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体

(3) (1) 又は(2)の産業廃棄物を処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

⑳政令第 13 号廃棄物

特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの

① 廃油（揮発油類、灯油類及び経由類に限る。）

② 廃酸（pH2.0 以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限る。）

③ 感染性産業廃棄物

④ 特定有害産業廃棄物（※）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃石綿等、廃

P C B 等、P C B 汚染物、P C B 処理物、廃水銀等

※ 特定の排出源から排出され、所定の有害物質を基準値以上含むものに限る。

参考リンク 環境省ホームページ「特別管理廃棄物規制の概要」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/

別 表

種類	事業活動の内容
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞取扱を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにP C B が塗布され、又は染み込んだものに限る。
木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにP C B が塗布され、又は染み込んだものに限る。 ※ パレットについては、排出業種の限定はありません。
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びP C B が染み込んだものに限る。
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。
動物固形不要物	と殺場においてと殺し、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物。
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。

※ 事業活動に伴う廃棄物であっても、上記の7種類については、上記の特定業種から排出されるものでなければ一般廃棄物（事業系一般廃棄物と呼ばれます。）に分類されます。

(2) 許可制度について

産業廃棄物処理業とは、他者から委託を受けて産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を行うことをいい、取り扱う産業廃棄物の区分（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物）ごと、処理方法（収集運搬、処分）ごとに、以下の4種類あります。

＜産業廃棄物処理業の種類＞

取り扱う廃棄物の種類	処理方法	業の種類
産業廃棄物	収集運搬	①産業廃棄物収集運搬業
	処 分	②産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	収集運搬	③特別管理産業廃棄物収集運搬業
	処 分	④特別管理産業廃棄物処分業

産業廃棄物処理業を営もうとする者は、業の種類ごとに当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、収集運搬を業として行う場合には、積み下ろしを行う区域を管轄する都道府県知事等に限り許可を受ければよく、途中通過する都道府県知事等の許可を受ける必要はありません。

例) 茨城県内の解体工事現場で発生した木くずを車両に積み込み、千葉県を通過して東京都の処分業者に搬入する場合、茨城県と東京都の産業廃棄物収集運搬業（木くず）の許可が必要となります。

（このとき、積み下ろしを伴わない千葉県の産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。）

※ 排出事業者自ら産業廃棄物を処理する場合には、他者から委託を受けて産業廃棄物を処理するものではないため、産業廃棄物処理業の許可は不要です（自社処理）。

(3) 許可の申請

茨城県内で産業廃棄物処理業を行う場合には、茨城県知事あて許可の申請を行い、許可を受ける必要があります。許可の申請には、次の3種類があります。

- ① 新規許可申請…産業廃棄物処理業の許可を新に受けようとするための申請
- ② 更新許可申請…5年（又は7年）ごとの更新の許可を受けるための申請
- ③ 事業範囲変更の許可申請…処理業許可を受けている者が、事業の範囲変更するための申請

例) 取り扱う産業廃棄物の種類の追加、石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物を「除く」から「含む」に変更、積替え保管を「除く」から「含む」に変更、処分方法が「破碎：木くず」の処分業者が「焼却：木くず」の処分を新に行う場合等

※ なお、許可の申請手続きについては、11ページ以降をご確認ください。

(4) 許可の有効期限

許可の有効期限は5年（優良産業廃棄物処理業者認定業者は7年）です。

新規許可の場合は、許可のあった日から5年目の許可日の前日をもって満了します。

更新許可の場合は、前回許可の有効年月日から5年目の許可日の前日をもって満了します。

許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き産業廃棄物処理業を営もうとする場合には、許可満了日までに許可の更新の手続きを取らなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、引き続き営業することが出来なくなります。

※ 本県から更新許可申請の時期のお知らせはしておりません。処理業者の皆様は、許可証に記載の許可の有効年月日をご確認の上、適宜申請の準備を進めてくださいようお願いいたします。

2 許可の要件

(1) 許可を受けるには

産業廃棄物処理業の許可申請は当該申請が

(1) 許可の基準（①事業の用に供する施設の基準、②申請者の能力に係る基準）に適合していること

(2) 申請者が欠格要件に該当していないこと

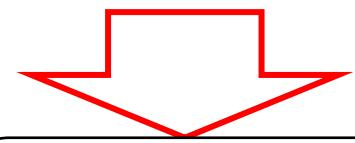
の2つの要件を満たした場合に許可となります。

許可申請に際しては、許可の要件に合致しているか審査するため、必要書類を提出願います。

なお、添付書類の詳細は、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページの案内をご覧ください。

< 申請から許可までのフロー >

許 可 申 請



(1) 許可の基準に適合しているか

- ① 事業の用に供する施設の基準
- ② 申請者の能力に係る基準
 - イ 知識及び技能に係る基準
 - ロ 経理的基礎に係る基準

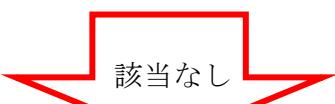
不適合

不 許 可



(2) 欠格要件に該当しないか

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物処理法又は環境関連法に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者 等



該当なし



該当あり

不 許 可

(2) 許可の基準

許可の基準には①事業の用に供する施設の基準と、②申請者の能力に係る基準があります。

① 事業の用に供する施設

<収集運搬業の場合>

イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車両、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

○ 運搬車両、運搬船及び運搬容器等に係るもの

- ・ 飛散・抽出・悪臭・騒音・振動等の生活環境上の支障が生じるおそれのないこと
 - ・ 取り扱う産業廃棄物の種類に応じた運搬施設であること
- ⇒ 産業廃棄物の種類に応じた運搬施設の例
- ・ 泥状・液状であり、流出のおそれのある廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等）については、流出防止に適した施設（運搬車両（清掃車、荷台にパッキンの付いた水密仕様のダンプ車等）や容器（蓋付きのドラム缶等））を有していること。
 - ・ 悪臭のおそれのある廃棄物（汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等）については、悪臭防止に適した施設（運搬車両（清掃車、荷台にパッキンの付いた水密仕様のダンプ車等）や容器（蓋付きのドラム缶等））を有していること。
 - ・ 特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリについては、その性状に応じ、運搬容器に腐食防止のための措置が講じられていること。
 - ・ 感染性産業廃棄物を運搬する場合には、保冷車その他の運搬施設を有すること。
 - ・ 石綿含有産業廃棄物や廃石綿等の収集運搬については、他の物と混合するおそれのないように区分すること。また、それらを破碎するおそれのある車両（塵芥車等）を用いないこと
 - ・ 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の収集運搬については、他の物と混合するおそれのないように区分すること。また、それらを破損するおそれのある車両（塵芥車等）を用いない外、破損のおそれのある物（蛍光ランプ等）を運搬する際には、緩衝材等を用いて破損防止の措置をとること。なお、水銀は揮発性があるため、高温の環境を避け、大気に流出しないよう配慮すること
 - ・ 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」と記載されたダンプ車については、鉛さい及びがれき類の運搬を行わないこと。また、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、過積載となるものの運搬を行わないこと。
 - ・ 運搬容器の使用や運搬車両の荷台にシート掛けをする等により、産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置が講じられていること。
 - ・ 運搬車両又は運搬船は、申請者が所有権又は継続的な使用権限を有することが自動車検査証・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し、賃貸借又は使用貸借契約書等により確認できること。
 - ・ 運搬車両又は運搬船は、自動車検査証・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し等により、適切な検査を受けていることが確認できること。
 - ・ 不正に改造された運搬車両又は運搬船でないこと。
 - ・ 他の処理業者が使用する運搬車両又は運搬船でないこと。

- 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設であること。

- ・ 茨城県知事が設置を許可した積替保管施設を有していること。また、当該積替保管施設が使用前検査を受検し、適当と認められた施設であること。
- ・ 特別管理産業廃棄物については、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。
- ・ 積替保管施設について、適切な維持管理がされていること。

＜処分業の場合＞

- ・ 取り扱う産業廃棄物の処分に適した処理施設であって、必要な附帯設備を備えたものを有すること。
- ・ 茨城県知事が設置を許可した処理施設を有していること。また、当該処理施設が使用前検査を受検し、適当と認められた施設であること。
- ・ 保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置が講じられていること。また、特別管理産業廃棄物については、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。
- ・ 処理施設や保管施設について、適切な維持管理がされていること。
- ・ 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の中間処理に際しては、密閉された設備で行い、水銀が大気中に飛散しないよう注意すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該最終処分場の周縁の地下水（埋立処分を行う最終処分場にあっては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。
- ・ 申請する処理施設について所有権（所有権を有しない場合はその使用権）を有していること。

② 申請者の能力に係る基準

イ 知識及び技能に係る基準

- ・ 産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 申請者（法人の場合には取締役以上の役員）又は政令で定める使用人が、次の区分により（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講し、修了証を受けていること。

許可申請の時点で当該修了証が有効期間内のものであること。

なお、修了証の有効期間については下表の年数をご確認ください。また、講習会の日程等は一般社団法人茨城県産業資源循環協会（029-301-7100）にお問い合わせください。

【収集運搬業の場合】

申請内容 講習内容	産業廃棄物収運搬業 許可申請			特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可申請		
	新規	更新	事業範囲変更	新規	更新	事業範囲変更
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規） 収集運搬過程	5年	5年	5年 (注2)	×	×	×
特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集運搬過程	5年	5年	5年 (注2)	5年	5年	5年 (注2)
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の 収集運搬過程	× (注1)	2年	2年 (注2)	× (注1)	2年	2年 (注2)

【処分業の場合】

申請内容 講習内容	産業廃棄物処分業 許可申請			特別管理産業廃棄物 処分業許可申請		
	新規	更新	事業範囲変更	新規	更新	事業範囲変更
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分過程	5年	5年	5年 (注2)	×	×	×
特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分過程	5年	5年	5年 (注2)	5年	5年	5年 (注2)
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分過程	× (注1)	2年	2年 (注2)	× (注1)	2年	2年 (注2)

注1 他の自治体で許可を受けており、同じ区分の新規許可申請をする場合、又は個人で許可を有している者が法人成りに伴い新規申請する場合、法人で許可を有していたもので、その取締役等が個人なりに伴い新規申請する場合には、更新の修了証の写し（この場合有効期間は2年間です。5年に延長されるわけではありませんのでご注意ください）と当該他の自治体の同じ区分の許可証の写しの添付をもって、新規の収集運搬過程の修了証に代えられます。

注2 直近の許可申請（新規・更新）の時に添付した修了証の写しでも可。

- ・ P C B 廃棄物の収集運搬業を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が①廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の性状に関し特に注意すべき事項、②廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の性状に応じた取扱い、③事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急措置、緊急時における連絡の方法について十分な知識及び技能を有すること。
- ・ 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う場合には、特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行うものが、十分な知識及び技能を有すること。

□ 経理的基礎に係る基準

- 産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

＜法人の場合＞

- ・ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類等により審査を行います。
- ・ 直前の決算期で債務超過となっている場合や納税に未納額がある場合等は、経理的基礎の審査のため別途書類をお求めする場合があります。 (※)

＜個人の場合＞

- ・ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類等により審査を行います。
- ・ 資産に関する調書において負債の額が資産の額を上回る場合や納税に未納額がある場合等は、経理的基礎の審査のため別途書類をお求めする場合があります。 (※)

※ 詳細については茨城県県民生活環境部廃棄物規制課のホームページをご確認ください。

(3) 欠格要件に該当しないこと

欠格要件とは申請者の一般適正について、法に従った適正に業を遂行することが期待できないものを類型化して排除することを趣旨としている。

申請者が欠格要件に該当した場合、許可申請は不許可処分となる。また、既に許可がある産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当した場合、当該許可は取消処分となる。

申請者が法人の場合には、当該法人とその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む（※））又は政令第6条の10で定める使用人等が、個人経営の場合は、個人事業主又は政令第6条の10で定める使用人等が対象となる。

※ 例えば、法人の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主は、取締役等と同等以上の支配力を有する蓋然性が高いと考えられます。

欠格要件の内容については以下の通りです。

欠格要件

- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができないものとして環境省令で定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 廃棄物処理法、その他環境保全法令に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 廃棄物処理法の所定の規定（重大な廃棄物処理法違反、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反、不正又は不誠実な行為をするおそれがある等）又は浄化槽法の所定の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- カ 廃棄物処理法又は浄化槽法の許可の取消の処分に係る聴聞の通知があった日から、その処分を決定するまでの間に事業の全部廃止の届出書を提出し、当該届出の日から5年を経過しない者
- キ 廃棄物処理業務に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められる相当の理由がある者
- ク 暴力団員又は暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者
- ケ 暴力団員がその事業活動を支配する者

※ 執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（補足）

- ・ 刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦によりその執行の免除を受けてから5年を経過しない者
- ・ 執行猶予の言渡しを受けた者はウに該当する。
- ・ 執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときはウには該当しないが、不正又は不誠実な行為をするおそれがあるということできに該当する可能性がある。

※ その他環境保全法令

- ・ 浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

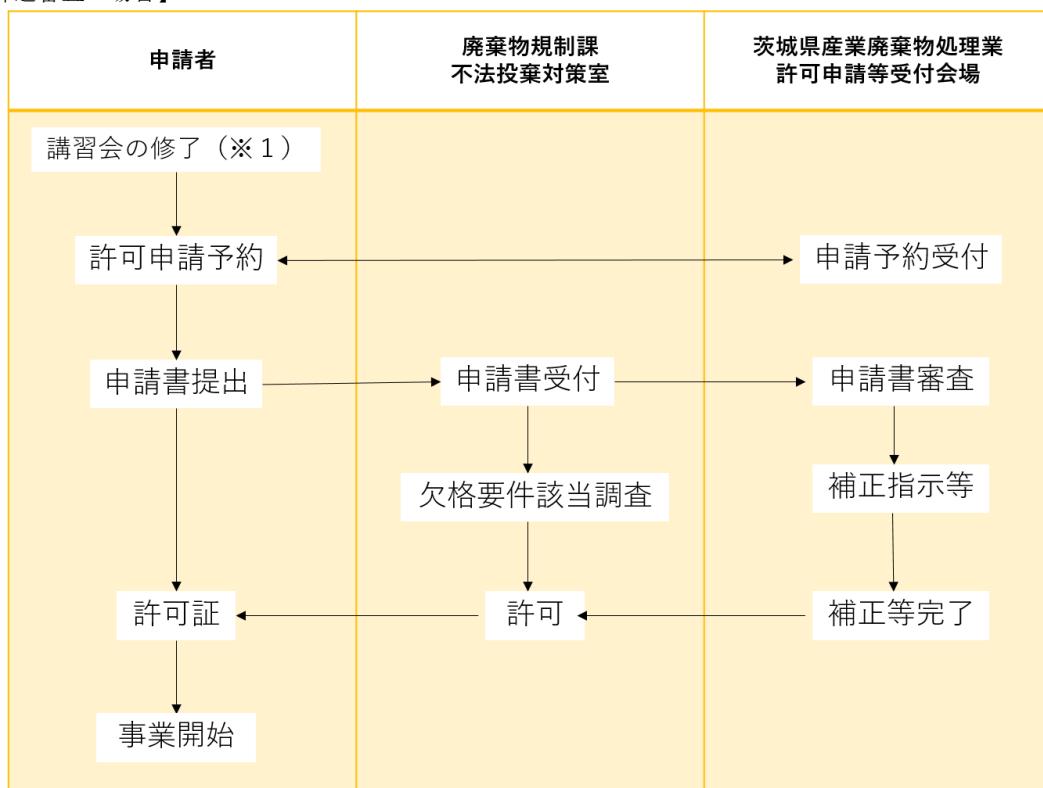
- ・ 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ※ 廃棄物処理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると見打停められる相当の理由がある者（例示）
- ・ 生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
 - ・ 産業廃棄物処理業務に関連し、他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
 - ・ 自己、自社若しくは第三者への不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団員を利用している者
 - ・ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど間接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に関与している者

3 許可の申請手続きについて

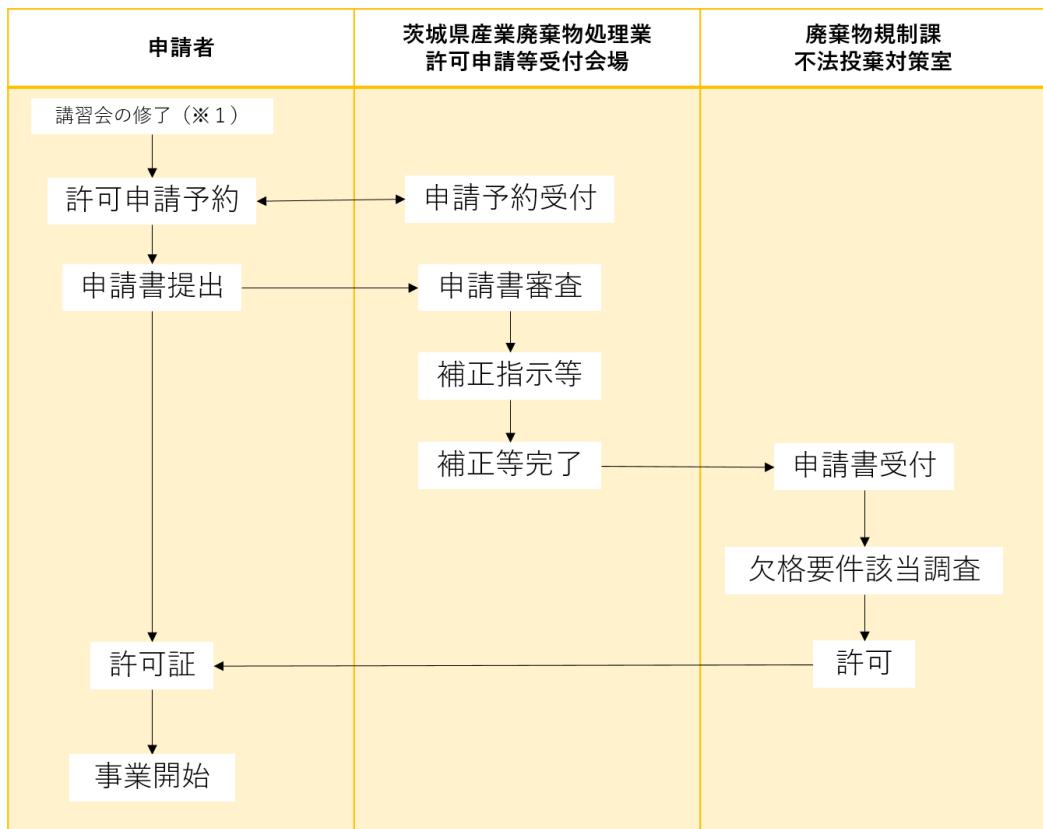
申請から許可に至るまでの手続きは次の通りです

＜収集運搬業（積替え保管を除く）の場合＞

【郵送審査の場合】

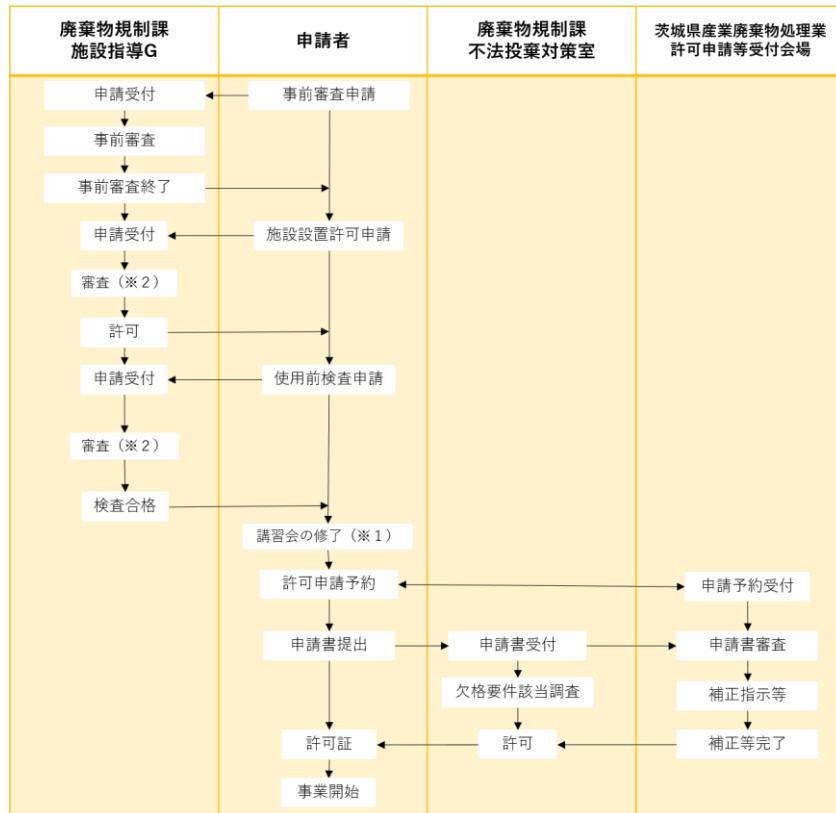


【対面審査の場合】

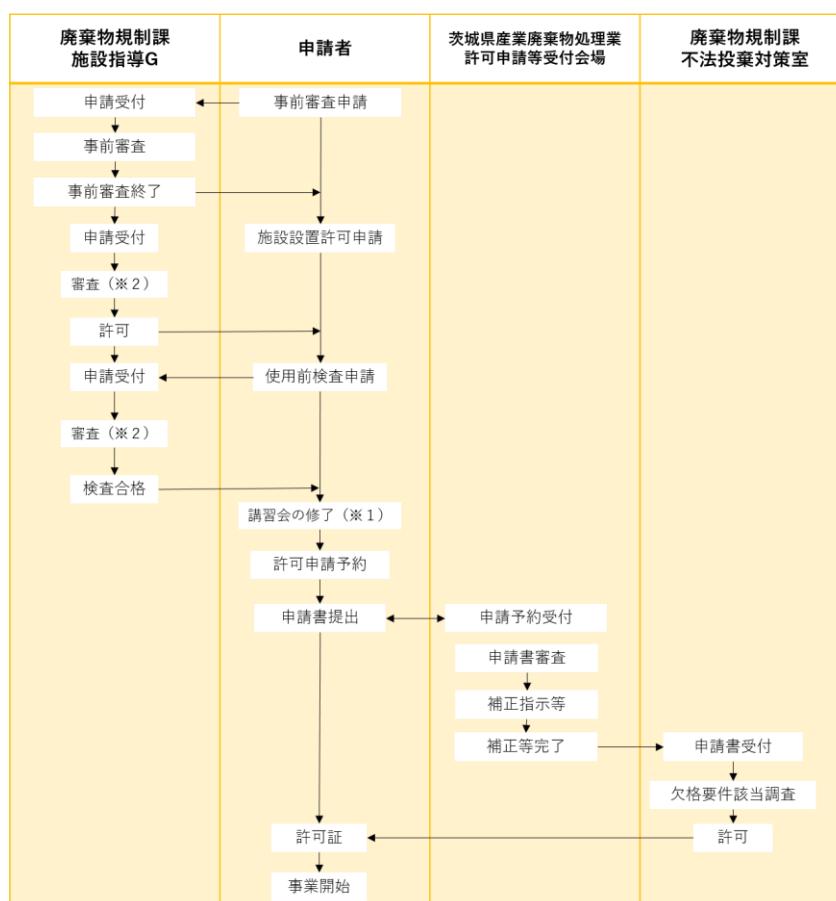


＜収集運搬業（積替え保管を含む）、処分業の場合＞

【郵送審査の場合】



【対面審査の場合】



※1 講習会の修了証については、業許可申請時点での「(2)許可の基準 (2)申請者の能力に係る基準」を満たすものを用意ください。なお、使用前検査が完了する前の修了でも問題ありません。

※21 施設設置に係る手続きの審査内容等は施設指導G(029-301-3027)にご確認ください。

(1) 申請手数料

① 収集運搬業

区分	許可証 交付方法	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可申請	紙交付	81, 000円	81, 000円
	電子交付	80, 850円	80, 850円
更新許可申請	紙交付	73, 000円	74, 000円
	電子交付	72, 850円	73, 850円
事業範囲変更の 許可申請	紙交付	71, 000円	72, 000円
	電子交付	70, 850円	71, 850円

② 処分業

区分	許可証 交付方法	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可申請	紙交付	100, 000円	100, 000円
	電子交付	99, 850円	99, 850円
更新許可申請	紙交付	94, 000円	95, 000円
	電子交付	93, 850円	94, 850円
事業範囲変更の 許可申請	紙交付	92, 000円	95, 000円
	電子交付	91, 850円	94, 850円

③ 申請手数料の納付方法

区分	納付手順
茨城県収入証紙	対面審査の場合には当日に申請手数料分の茨城県収入証紙を持参願います。 郵送審査を希望される場合には、あらかじめ茨城県収入証紙を用意の上、申請書第一面の裏に貼付し、申請書を郵送してください。
電子納付【郵送申請のみ】 (クレジットカードまたは ペイジー)	申請書を県に送付後、県から電子納付手続きの案内メールが届くので、これに従い納付してください。 申請書には県から電子納付案内メールを送付するためのメールアドレスと「電子納付を希望」する旨、記入してください。 【 電子納付の手引き.pdf 】

- ※ 収入印紙ではありませんのでご注意ください。
- ※ 茨城県収入証紙の購入は下記のリンクからご確認ください。
 - ・ [\(一社\) 茨城県産業資源循環協会](#)
 - ・ [茨城県庁生活協同組合](#)
 - ・ [その他の茨城県収入証紙購入場所](#)
- ※ クレジットカードは対応カードが下記の5種類となります。
「VISA」、「Master Card」、「JCB」、「American Express」、「Diners Club」
- ※ ペイジー (Pay-easy) はインターネットバンキングやATM等を利用しての納付となります。ペイジー支払いは利用可能金融機関が限定されているため、下記リンクを確認の上、支払い手続きをしてください。
【[茨城県公金「ペイジー」対応金融機関](#)】

(2) 標準處理期間

本県の標準処理期間は、申請書の受付（手数料の納付を確認した日、（例）証紙であれば、本県に申請書が届いた日（※）、電子納付であれば、電子納付された日）をしてから90日です。

(※) 対面審査の場合は、受付の前に茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場で審査が行われてから本県に提出されるため、審査から受付までに多少の差異が生じることがあります。

なお、この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

(3) 許可の申請方法

① 申請予約

令和6年4月から許可申請の受付会場を設置いたしました。また、これに合わせて茨城県では許可申請を行う前に**事前予約**（対面・郵送共通）が必要になりました（対面・郵送ともに事前予約日＝書類の審査日という位置付けになります）。事前予約の窓口は、茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場になります。対面審査を予約した場合、申請者は予約した日時に受付会場にお越しください。受付会場にて審査担当者が書類の審査を行います（県外の事業者にあっては、郵送での申請も可能です）。書類の作成及び審査に関する相談も行っておりますので、書類の作成等に関する相談等ありましたら、下記窓口までお願ひいたします。

審査会場	茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場
場所	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 25 茨城県開発公社ビル 2 階
営業時間	平日 9:30~17:00
TEL	029-291-7315
FAX	029-291-7316
位置図	

更新許可申請は許可が満了する日の6ヶ月から審査予約をとることができます。

申請の時期によっては、予約が混み合う場合がございますので、できる限り早めに予約をしていただくようお願いいたします。また、予約の状況によってはご希望の申請日時が既に埋まっている場合がありますのでご了承ください。

※対面審査⇒火・水・木曜日、郵送審査⇒月～金曜日となっております。

なお、申請件数が複数ある場合（更新許可と事業範囲の変更許可の同時申請等）は、その旨予約時にお知らせください。

また更新に伴う優良産廃処理業者認定については、更新申請も含めて県が直接審査を行います。優良認定は事前審査を行う場合があるため、事前に茨城県県民生活環境部廃棄物規制課（029-301-3033）まで直接ご連絡ください。事前の連絡を受けていない場合、優良認定の審査はお受けできませんのでご注意ください。

② 提出先

区分	提出先		
対面審査	予約日時に茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場において、申請書類を審査担当者に提出し、対面による審査を受けていただきます。		
郵送審査	証紙納付	予約日の1か月前～ 3営業日前までの間（必着）	【郵送先】 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁14階 茨城県廃棄物規制課
	電子納付	予約日の1か月前～ 5営業日前まで（必着）	

※申請の際には、申請書に必要事項の記載が完了し、添付書類が揃った状態で提出してください。

③ 提出部数（郵送での申請の場合、申請者用の副本は鑑文のみでも結構です。）

イ 収集運搬業

区分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可申請	2部（正本1部+副本1部）	2部（正本1部+副本1部）
更新許可申請	2部（正本1部+副本1部）	2部（正本1部+副本1部）
事業範囲の変更許可申請	2部（正本1部+副本1部）	2部（正本1部+副本1部）

※ 副本は受付印を押して返戻いたします。

※ 受付印を押印した副本は後日郵送するため、副本送付用として宛先を記載したレターパック若しくは切手を貼り付けた封筒を、申請書と一緒に提出してください。

ロ 処分業

区分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可申請	4部（正本1部+副本3部）	4部（正本1部+副本3部）
更新許可申請	2部（正本1部+副本1部）	2部（正本1部+副本1部）
事業範囲の変更許可申請	4部（正本1部+副本3部）	4部（正本1部+副本3部）

※ 処分業許可申請（新規・変更）において提出していただくのは正本1部、副本3部です。副本のうち1部は受付印を押して返戻いたします。

※ 処分業許可申請（更新）において提出していただくのは正本1部、副本1部です。副本は受付印を押して返戻いたします。

※ 受付印を押印した副本は後日郵送するため、副本送付用として宛先を記載したレターパック若しくは切手を貼り付けた封筒を、申請書と一緒に提出してください。

(4) 許可証の交付

茨城県では令和5年7月から許可証の電子交付(※)を開始いたしました。これに伴い、許可申請者には許可証の受取希望媒体の意向確認書を申請書に添付していただくようお願いしているところであります。詳細は県廃棄物規制課HPをご覧ください。

そのため、許可証が発行されると、許可証の受取希望媒体の意向確認書により希望された媒体により本県から申請者又は代理人宛て郵送又は電子メールにて送付いたします。紙の許可証を希望される方は、本県から許可証を送付するため、レターパック(赤・青は問いません)を申請書に添付してください。

※ 電子交付とは、許可証をPDFデータにより発行するものであり、電子公印(電子の印影及びタイムスタンプ)の付与された許可証である。許可証のPDFデータを開くと左上に「署名済みであり、すべての署名が有効です。」と表示されるものを原本として管理していただき、これを紙に印刷した物をコピーとして取り扱う。

4 許可証の見方

許可証は業の区分ごとに産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処理業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証、特別管理産業廃棄物処分業許可証の4種類があります。

実際の許可証のイメージについては、19ページ以降をご確認ください。

(1) 許可番号

許可番号とは、許可証の右上に表示される11桁の数字であり、①都道府県及び政令市の固有番号(1~3番目までの3桁)、②業区分を示す番号(4番目)、③都道府県及び政令市の自由番号(5番目)、④許可業者の固有番号(6~11番目までの6桁)から構成されています。

茨城県の許可証の場合、①の番号は「008」、③の番号は「1」を表示しています。
②の番号については、下表のとおりとなっています。

<許可番号4番目の数字と許可内容の対応表>

業区分	許可内容	番号
産業廃棄物収集運搬業	積替え保管を除く	0
	積替え保管を含む	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分及び最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え保管を除く	5
	積替え保管を含む	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分及び最終処分	9

④の番号（固有番号）は、許可業者ごとに全国統一の番号が割り振られている業区分が異なる、あるいは茨城県以外の許可証についても共有の番号が記載されています。

例えば、茨城県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管を除く）の場合、00801+（許可業者の固有番号）の11桁の数字が許可番号になります。

なお、産業廃棄物収集運搬業者は、事業の用に供する車両・船舶に表示する6桁の数字は、この許可業者の固有番号になります。

(2) 許可の年月日

許可証には、許可の有効期限を示す許可の年月日及び許可の有効年月日が記載されています。

許可の年月日は、本県が実査に許可した日が記載されています。許可の年月日及び許可の有効年月日の関係については次表をご確認ください。

＜許可証の有効年月日（例）＞

許可の区分	許可の有効年月日
新規許可	許可のあった日から5年（※1）に対応する日の前日 例）許可の年月日 平成29年4月1日 許可の有効期限 令和4年3月31日
更新許可	従前の許可の有効年月日から5年（※1）に対応する日の前日 例）許可の年月日 平成29年5月1日 許可の有効期限 令和4年3月31日（※2） (従前の許可の有効期限が平成29年3月31日)
事業範囲の変更許可	従前の許可の有効年月日 例）許可の年月日 平成29年5月1日 許可の有効期限 令和4年3月31日 (従前の許可の有効期限が令和4年3月31日)

※1 優良産廃処理業者認定制度に係る優良認定業者については7年

※2 許可の有効期限の満了の日までに更新の許可申請をしている場合は、その申請に対する処分がされるまでの間、従前の許可が継続して効力を有することになります。例の場合、従前の許可の有効期限である平成29年3月31日から許可の年月日である平成29年5月1日までの間も、従前の許可が継続して効力を有していることから、許可の空白期間が生じているものではありません。

関係条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項

(3) 事業の範囲

- 事業の範囲には、許可を受けている産業廃棄物の処理の内容が記載されています。
- 産業廃棄物処理業者が、他社から委託を受けて産業廃棄物の処理を行う場合には、事業の範囲に受託する産業廃棄物の処理が含まれている必要があります。
- 事業の範囲の記載内容については、以下の通りです。

① 収集運搬業の場合

イ 積替え保管の有無

- 排出事業者から受託した産業廃棄物については、排出事業場から処分先までの収集運搬過程において、受託した産業廃棄物の積替え保管をする許可を受けているかどうか。
- 積替え保管を「除く」場合には、産業廃棄物の積替え保管をすることはできません。
- 積替え保管を「含む」場合には、積替保管施設の概要が許可証に記載されています。

□ 許可品目

- ・取り扱うことができる産業廃棄物の種類
※ 産業廃棄物の内容に限定がある場合には、（＊）書きで記載されています。
- ・取り扱う産業廃棄物に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」がある場合には、当該産業廃棄物が自動車等破碎物を含むか除くかを、「汚泥」「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」がある場合には、当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物を含むか除くかを表示しています。

また、「廃プラスチック類」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「金属くず」「汚泥」がある場合には、当該産業廃棄物が水銀使用製品産業廃棄物を含むか除くかを、「燃え殻」「汚泥」「鉛さい」「ばいじん」「廃酸」「廃アルカリ」がある場合には、当該産業廃棄物が水銀含有ばいじん等を含むか除くか併せて表示します。

ハ 有害物質の内容（特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合）

- ・有害物質を取り扱う場合には、別表で表示しています。

② 処分業の場合

イ 中間処分あるいは最終処分（埋立処分）の別

□ 処分の方法

- ・破碎、切断、焼却、乾燥、溶融、発酵堆肥化、埋立等、産業廃棄物をどのようにして処分するのか
- ・各処分の事業の用に供する施設については、許可証に施設の種類ごとの許可内容が記載されています。

例）破碎：がれき類の処分業者が、事業の用にA及びBの2台の破碎機を用いている場合にはそれぞれの破碎施設の設置許可の概要が許可証に記載されます。

ハ 許可品目

- ・取り扱うことができる産業廃棄物の種類
※ 産業廃棄物の内容に限定がある場合には、（＊）書きで記載されています。
- ・処分業の場合には、処分の方法ごとに許可品目が異なります。

例）破碎：がれき類、焼却：木くずの処分業者はがれき類の焼却処分はできません。

ニ 有害物質の内容（特別管理産業廃棄物処分業の場合）

- ・有害物質を取り扱う場合には、別表で表示しています。

業区分等により許可
証の名称や様式番号
が異なります。

許可番号 00801000000

①許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県水戸市笠原町978番地6
氏 名 茨城産廃 株式会社

代表取締役 茨城 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良産廃処理業者認定制度の認定業者である場合には、優良マークの表示があります。

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

直近の許可が、新規・更新許可の場合は上段、変更許可の場合は下段

茨城県知事

大井川和

茨城県知事
の公印が押
されます。

②許可の年月日

許可の年月日

令和29年5月1日

許可の有効年月日

令和4年3月31日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*3) (*6) (*7)、廃油(*6)、廃酸(*6) (*8)、廃アルカリ(*6) (*8)、廃プラスチック類(*1) (*4) (*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*1) (*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1) (*4) (*6)、がれき類(*4)
以上12種類

③事業の範囲

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破碎物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、
(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く、(*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積替え保管施設の概要が記載されます。

該当なし。

積替え保管を「含む」場合には、積替え保管施設の概要が記載されます。

3. 許可の条件

特になし。

生活環境の保全上必要な条件についている場合には記載されます。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成24年10月1日	新規許可		
平成26年7月24日	変更届(代表者の変更)		
平成27年11月2日	変更許可(品目の追加)		
平成29年10月10日	更新許可		
	以下余白		

生活環境の保全上必要な条件についている場合には記載されます。

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

政令市の積替え許可に係るもので茨城県は水戸市
が中核市そのため、産廃の積替え保管の設置許可業務が
委譲されています。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 茨城県水戸市笠原町978番地6
 氏 名 茨城産廃 株式会社
 代表取締役 茨城 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良産廃処理業者認定制度の認定業者である場合には、優良マークの表示があります。

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4 第6項 の許可を受けた者であることを証する。
 第14条の5 第1項

直近の許可が、新規・更新許可の場合は上段、変更許可の場合は下段

茨城県知事 大井川和彦

茨城県知事
の公印が押
されます。

許可の年月日 平和29年5月1日
 許可の有効年月日 令和4年3月31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

濾過再生：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）以上1種類

焼却：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。又は別記1に記載の有害物質を含むことのみに有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）以上3種類

中和：廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

中間処分又は最終処分の別、処分方法ごとに処分可能な品目が記載されています。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成22年6月1日	新規許可		
平成27年6月15日	更新許可		
平成19年3月15日	変更許可（処分方法の変更）		
	以下余白		

現在までの許可の履歴、廃止・
 変更届による許可証の書換え状
 況等が表示されます。

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質	廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
トリクロロエチレン					○	○	—	—
テトラクロロエチレン					○	○	—	—
ジクロロメタン					○	○	—	—
四塩化炭素					○	○	—	—

特定有害産業廃棄物のうち、○印の有害物質を含むものを処理できます。

別記 2

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県水戸市笠原町978番6 外○筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
廃油の濾過再生施設	108t/日 (8時間)	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限る。） 以上1種類	平成18年9月26日 平成17年8月16日 ○-○-○○○○
焼却施設	10.0t/日 (8時間)	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。又は別記1に記載の有害物質を含むことのみに有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	平成18年9月26日 平成17年8月16日 ○-○-○○○○
	12.0t/日 (8時間)	以上3種類	平成18年9月26日 平成17年8月16日 ○-○-○○○○
中和施設	15.0t/日 (8時間)	廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 以上2種類	平成18年9月26日 平成17年8月16日 ○-○-○○○○

事業の用に供する処理施設の概要です。

施設が複数ある場合には、それぞれの施設ごとにそれぞれの施設ごとに表示しています。

- ・ 産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法の許可施設）
設置許可を受けた日、施設の許可番号及び当該施設の使用前検査の完了日が記載されています。
- ・ 指定処理設（茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の施設）
当該施設の使用前検査の完了日が記載されています。設置許可を受けた日、施設の許可番号については省略されている場合があります。

5 許可後の届出等について

(1) 産業廃棄物処理業の廃止・変更届

① 廃止・変更届の概要

産業廃棄物処理業の許可を受けた者は、事業の全部または一部を廃止したとき、又は次の事項を変更としたときには、当該変更または廃止の日から 10 日以内（履歴事項全部証明書に係る変更の場合は 30 日以内）（※）に茨城県知事に届出をする必要があります。

なお、許可証に記載された「事業の範囲」を拡大する変更は、別途、事業の範囲の変更許可を申請し、許可を受ける必要があります。届出は変更できませんのでご注意ください。

※ 廃止・変更届は事後報告です。届出前に住所変更や追加車輌の使用をされても問題ありません

届出書は、届出事項の変更の都度提出ください。許可申請時に一括して届出書を提出する物ではありません。

○変更の届出が必要な事項

収集運搬業・処分業共通

- ・住所
- ・氏名又は名称
- ・代表者
- ・役員や株主・出資者（注 1）
- ・事務所の所在地（注 2）
- ・事業の用に供する施設（注 3）
並びにその設置場所及び構造又は規模

収集運搬業のみ

- ・運搬車両又は運搬船（注 3）
- ・駐車場
- ・積替保管の有無（有り→無し）（注 4）

<積替え保管を含む許可の場合>

- ##### 積替え保管の場所に関する
- ・所在地
 - ・面積
 - ・取り扱う産業廃棄物の種類（注 5）
 - ・積替えのための保管上限
 - ・産業廃棄物の保管の高さのうち最も高いもの

処分業のみ

- ##### 保管場所に関する
- ・所在地
 - ・面積
 - ・保管する産業廃棄物の種類（注 5）
 - ・処分等のための保管上限
 - ・産業廃棄物の保管の高さのうち最も高いもの

（注 1） 発行済株式総数あるいは出資の額の 100 分の 5 以上の者に限る。

（注 2） 単に住所表記が変わるだけの場合は除く。（例：区画整理で番地が変更となった場合）

（注 3） 運搬容器その他これに類するものは除く。なお、処分業の場合、事業の用に供する処理施設の変更内容（例：破碎機の追加など）によっては、変更届の前に施設の許可手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

（注 4） 反対に「無し→有り」に変更する場合は、変更届ではなく事業範囲の変更許可申請が必要です。

（注 5） 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその変更を含む。

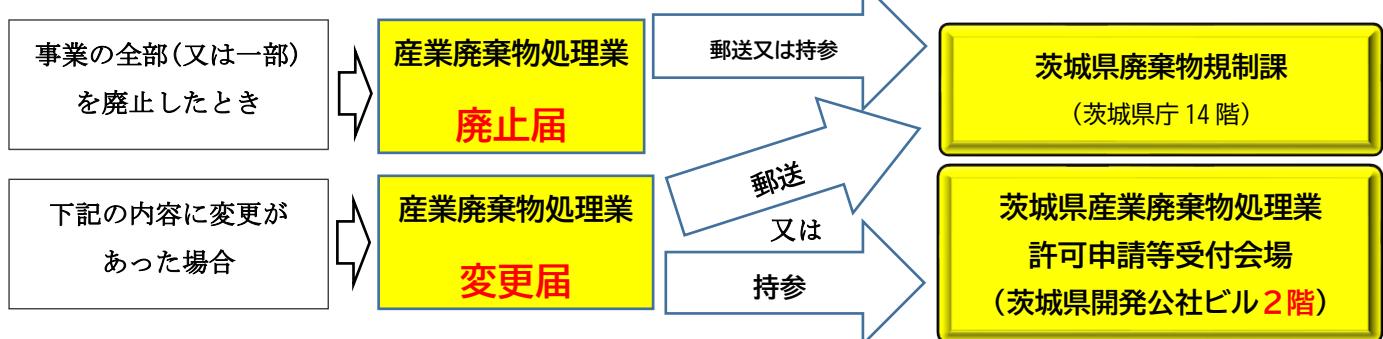
② 提出方法

提出方法	提出先	住所
郵送	茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課不法投棄対策室	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 14 階 029-301-3033
持参	茨城県産業廃棄物処理業 許可申請等受付会場	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 25 茨城県開発公社ビル 2 階 029-291-7315

※ 審査会場の設置

令和 6 年 4 月から審査会場を設置いたしました。そのため、書類の作成及び審査に関する相談は上記受付会場までお問合せください。

○ 廃止または変更の届出の提出先について



※ いずれも届出事由が発生した時点から 10 日以内（履歴事項全部証明書に係る変更の場合は 30 日以内）に届出を行う必要があります。

③ 申請手数料について

申請手数料はかかりません。

但し、許可証の書き換えを伴う廃止・変更（住所、氏名・名称、代表者氏名、処理施設（処分業者）の変更、一部廃止）の場合、郵送による届出副本が必要な場合には書き換え後の許可証あるいは副本を後日郵送いたしますので、必要な料金分の切手を貼付した返信用封筒又は返信用レターパックをご用意ください。

(2) 収集運搬車両に対する表示、書類の備え付け

産業廃棄物収集運搬業者が他人から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該収集運搬車両に環境省令で定められた事項を表示し、かつ書類を備え付ける必要があります

詳細については、環境省のホームページを参照してください。

【環境省】[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務](#)

※ 船舶についても同様の表示・書類の備え付けの義務があります。詳細については、廃棄物規制課あてお問い合わせください。

(3) 欠格要件該当の届出書

産業廃棄物処理業者が欠格要件（不正又は不誠実な行為をするおそれがある者、暴力団員又は暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者を除く）に該当した場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出する必要があります。

欠格要件についてはP 9 または廃棄物規制課 HPをご確認ください。

欠格要件該当届の記載事項

- ① 氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 産業廃棄物処理業の許可年月日及び許可番号
- ③ 該当した欠格要件を規定する欠格要件の具体的な内容
- ④ 欠格要件に該当するに至った年月日

6 その他お知らせ（令和7年12月1日時点）

○代理人により申請等する方へ

- ・代理人の申請等を希望される方は、申請等を行う本人が作成した委任状が必要となります（申請者が法人である場合、当該法人の社員を除く。）
- ・また、申請者本人にご連絡することもありますのでご了承いただきますようお願いいたします。

※1 様式は任意としますが、標準的なものについては[県廃棄物規制課HP](#)を参照ください。
※2 行政書士が作成した書類については、記名及び職印の押印が義務付けられています（[行政書士法施行規則第9条第2項](#)）。

※3 代理人として窓口に来られた方に対して、本人確認を行いますので、身分証及び行政書士証票（行政書士補助者証を含む。）の持参をお願いいたします。

○行政書士法の一部改正について

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が令和7年6月13日に公布され、令和8年1月1日に施行されます。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

【行政書士の業務】

- (1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること
- (2) 官公署に提出する書類について、その提出の手続及び当該官公署に提出する許認可等に関する手続として行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為（弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること
- (3) 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること
- ※ 当該業務は、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（特定行政書士）に限り、行うことができます。
- (4) 契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- (5) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること

上記「行政書士の業務」のうち、(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等いかなる名目によるかを問わず、対価を受領して、業として行うことはできません。なお、違反した場合は1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処されます。

そのため、行政書士資格を持たない方が申請書を業として作成し、報酬を得ることはできませんのでご注意ください。

また、行政書士以外の方が事業者の代わりに予約・申請等を行う場合には、原則対面審査（県外事業者であっても同様とする）とし、事業者が同席した上での審査とすることとします（事業者本人が審査に同席されない場合には審査をお断りします。）。

申請書は、事業者本人（法人の場合にはその従業員を含む。）が作成又は行政書士に作成を依頼して、適正に申請するようお願いいたします。